

令和7年度 乙女湖公園等再整備事業（長野県小諸市）及び（仮称）新泉北クリーンセンター高度民間活用型ごみ処理施設整備・運営事業（泉北環境整備施設組合）に関する調査検討支援業務

報告書

（概要版）

令和8年3月

目 次

第1章 業務の全体像.....	1
1. 業務概要	1
2. 業務内容	1
3. 支援対象団体及び支援対象事業における支援検討内容	2
第2章 高度専門家による課題検討支援	3
第1部 乙女湖公園及び南城公園再整備事業（長野県小諸市）	3
1. 業務概要	3
2. 対象施設の概要	4
3. 現状課題の整理	6
4. 事業手法の抽出・比較検討	8
5. 最適な事業手法での事業スキーム案の設定・評価.....	10
6. 今後の取り組み方針の確認	15
第2部 （仮称）新泉北クリーンセンター高度民間活用型ごみ処理施設整備・運営事業 （泉北環境整備施設組合）	16
1. 業務概要	16
2. 事業手法の抽出・比較検討	17
3. 導入に必要な諸条件の整理・対応策の提示.....	18
4. 最適な事業手法での事業スキーム案の設定.....	18
5. 民間企業・省庁等との協議事項の具体化及び協議結果	19
6. 簡易VFMの算定	21
7. 事業化に向けた今後の実務手続き等の設計.....	24
第3章 高度専門家による課題検討支援の取り組みを通じた知見の整理	25
1. 乙女湖公園及び南城公園再整備事業（長野県小諸市）	25
2. （仮称）新泉北クリーンセンター高度民間活用型ごみ処理施設整備・運営事業（泉 北環境整備施設組合）	25

第1章 業務の全体像

1. 業務概要

本業務は、高度な専門的検討を必要とする公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（コンセッション事業）、収益型事業（収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業）、公的不動産利活用事業、PFI 法第 6 条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPP 事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家（高度専門家）による助言や情報提供等の支援を実施するとともに、案件形成に向けて高度な検討が必要な事業を検討している地方公共団体等に対し、支援の過程で得られた知見等の横展開を図ることを目的とするものである。

2. 業務内容

(1) 支援対象団体に対する課題検討支援

支援対象団体に対して、以下①～③の支援を実施した。

① 事業手法の検討と課題の整理

本事業について想定される PPP/PFI 事業手法を抽出し、メリット・デメリット等の比較検討を行った。PPP/PFI 事業手法を導入するために必要な諸条件を整理し、その条件を充足するために必要な対応策を提示した。

② 本事業の事業化、事業者選定に向けたシナリオ・手順フロー図等の検討支援

事業者選定までのシナリオ・手順フロー図の作成に必要な情報を収集・整理し、支援対象団体に提供した。

③ 簡易な VFM の算出

設定した条件及び民間事業者へのサウンディングをもとに簡易な VFM の算出を行った。

(2) 高度専門家による課題検討支援の取組を通じた知見の整理

高度専門家による課題検討支援の取組を通じて得られた知見等について、地方公共団体等が同種・類似の取組を実施する上で参考となるよう整理した。詳細は第 3 章を参照すること。

3. 支援対象団体及び支援対象事業における支援検討内容

前項に定められた業務内容に従い、以下に示す支援対象事業について支援を実施した。ただし、支援対象団体に対する支援の具体的内容は、支援対象団体及び発注者との協議に応じて定めた。

【支援対象団体①：乙女湖公園及び南城公園再整備事業（長野県小諸市）】

小諸市が目指す乙女湖公園及び南城公園の再整備に向けて、高度な専門的検討を必要とする公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（コンセッション事業）や収益型事業（収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業）等の事業手法の導入可能性や事業採算性の検証を行い、最適な事業条件を見出すとともに、事業実施のために必要な手続き等を明らかにすることを目的として、支援を実施した。詳細は第 2 章第 1 部を参照すること。

【支援対象団体②：（仮称）新泉北クリーンセンター高度民間活用型ごみ処理施設整備・運営事業（泉北環境整備施設組合）】

泉北環境整備施設組合が検討している「（仮称）新泉北クリーンセンター」の整備について、ごみ処理を取り巻く事業環境の変化に対応した施設整備のあり方として、DBO 方式をはじめとした既存の官民連携手法にとどまらない、高度な民間活用を行いうる官民連携手法の整理及び当該手法の適用可能性の検討を支援した。詳細は第 2 章第 2 部を参照すること。

第2章 高度専門家による課題検討支援

第1部 乙女湖公園及び南城公園再整備事業（長野県小諸市）

1. 業務概要

(1) 業務目的と検討方針

本業務は、小諸市が目指す乙女湖公園及び南城公園の再整備に向けて、高度な専門的検討を必要とする公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（コンセッション事業）や収益型事業（収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業）等の事業手法の導入可能性や事業採算性の検証を行い、最適な事業条件を見出すとともに、事業実施のために必要な手続き等を明らかにすることを目的としたものである。

本事業で検討対象としている2つの都市公園は、ともに市街地中心部から南東部に位置しており、公園間の距離は約1.5kmと近接している。乙女湖公園についてはホールや体育館を兼ね備えた複合型の文化社会教育施設である文化センター、南城公園については野球場をはじめとしたスポーツ施設や多くの家族連れで賑わう大型複合遊具を有する芝生広場などで構成され、ともに駐車場が広く、最寄りの駅から徒歩10分圏内にあるなど、世代を問わず多くの人が訪れやすい環境が整っている。

一方で、文化センターは建設から40年を迎え老朽化が進んでおり、今後長寿命化を図るための大規模改修に多額の事業費が見込まれていること、南城公園には令和3年に廃止となった市民プールが撤去・解体できずにそのまま残置されていること、それぞれ集客力の高い施設があるものの利用率が低く利用者が限定的であること、所管部署が複数にまたがっており管理運営面において非効率であることなど、多くの課題を抱えている。

こうした状況や市の財政状況、職員体制等を踏まえると、官民連携手法を導入し、事業規模を確保するため、2公園及び公園内施設の再整備及び管理運営を一括して事業化することがより有効と考えられる。

よって本業務では、多岐にわたる検討課題に対して、改修型 PPP/PFI 事業や都市公園における公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した事業等のアドバイザー業務の知見を活用し、再整備の最適な事業条件や必要手続きを検討する。また、地元企業や専門性を有する事業者とのコミュニケーションを図りながら、関係者のニーズや最新状況に基づいて調査を進めることとする。

(2) 派遣回数及び内容

支援対象団体への派遣は、オンラインによる協議を含め、計6回実施した。

回	日時	場所・方法	主な議題
1	令和7年 7月22日	小諸市	✓ 実施体制、検討フロー、全体工程 ✓ 事業の与条件の整理、事業手法の比較検討 ✓ 2公園の概要・今後の方向性等
2	令和7年 8月22日	小諸市	✓ 先行事例調査 ✓ 想定される事業範囲・事業スキーム ✓ 事業者選定までのシナリオ・手順フロー ✓ サウンディング実施方針
3	令和7年 9月29日	オンライン	✓ サウンディング資料案 ✓ サウンディング対象企業の抽出
4	令和7年 10月29日	オンライン	✓ 民間企業サウンディングの進め方
5	令和7年 12月9日	小諸市（オン ライン併用）	✓ 民間企業サウンディング結果 ✓ 施設整備手続きに関する論点の検討
6	令和8年 2月5日	小諸市	✓ 簡易VFMの算定結果 ✓ 今後の取組方針と実務手続き ✓ 報告書の確認

2. 対象施設の概要

(1) 乙女湖公園

乙女湖公園は昭和59年に設置された面積14.28haの総合公園であり、文化会館・公民館といった文化施設、テニスコート・ゲートボール場の運動施設、野鳥の森・散策の森・芝生広場・ボタン園などの公園施設が整備されている。

図表 2-1 乙女湖公園の概要



出所：小諸市オフィシャルサイト「乙女湖公園（概要）」、長野県公式観光サイト「乙女湖公園」を基に日本総研作成

小諸市文化センター（昭和 59 年竣工）は、公民館（乙女湖体育館含む）、文化会館の 2 つの施設から構成される。

小諸市文化センターでは、講座・学級・教室、文化会館自主事業等の事業が実施されている。

図表 2-2 小諸市文化センターの施設構成

公民館	会議室、陶芸木工室、図書学習室、第一講義室、視聴覚室、料理教室、軽運動室、講習室 2 室（和室）、託児室
	乙女湖体育館
文化会館	ホール（客席 712 席、舞台（間口 15 メートル、奥行 13 メートル、高さ 8.5 メートル））
	楽屋 3 室（洋 2・和 1）、練習室、準備室、展示ホール

(2) 南城公園

南城公園は昭和 59 年に設置された面積 13.23ha の地区公園であり、野球場・マレットゴルフ場・ミニスポーツ広場・プール（閉鎖中）といった運動施設、こもれば広場・芝生広場といった公園施設が整備されている。

図表 2-3 南城公園の概要



出所：小諸市オフィシャルサイト「南城公園（概要）」を基に日本総研作成

3. 現状課題の整理

各施設の現状課題について、以下のとおり整理した。

(1) 課題 1 現状の施設運営に関する課題

1) 2公園の運営

- 現状 2公園の運営は市の直営だが、所管部署が異なり、運営の効率性に課題がある（例：利用受付窓口の分散）。
- 公民館は当面は直営のままとする所管部署の意向を把握している。
- 文化会館で行われる舞台の運営等は、現在も外部の専門家に依頼している。

2) 乙女湖公園

【文化センター】

- 早期改修が必要。必要な対策は、天井落下防止、照明 LED 化、空調や音響の改修等。最低限の対策は、落下防止ネットの設置。

【その他公園施設】

- ・ ゲートボール場の利用頻度が少ない。ゲートボール場西側のテニスコートには照明がない。これら施設については改修の余地あり。橋は今年度改修予定。
- ・ 自伐型林業を実施している事業者がおり、間伐材の売却利益で野鳥の森の管理をしてもらっている。なお、野鳥の森の一部は民有地。

3) 南城公園

【その他公園施設】

- ・ ミニスポーツ広場ではミニバスやスケボーが主に行われており、一定の利用者あり。
- ・ 冒険の森は現在閉鎖中。

(2) 課題 2 事業検討の進め方に関する課題

1) 複数施設の検討の相互干渉

- ・ 文化センター・プール(閉鎖中)が公園内に立地するため、公園と各施設の「運営・改修・集約」の検討が相互に干渉し、各施設の検討の方向性が定まっていない。

2) 市の予算に係る制約

- ・ 財政上の制約から令和 9 年度まで文化センター全体の改修事業の予算確保が難しいが、安全上の観点から、令和 9 年度を待たずに直営で改修することも検討の余地あり。
- ・ PFI 事業内での改修と比較した上で、改修事業の方向性について定めていく。

(3) 課題 3 適用する事業手法に関する課題

1) 収益施設の規模に適した事業手法

- ・ コンセッション等で民間投資を促したいが、収益施設の規模感を考慮した適切な事業手法の検討を実施できていない。
- ・ 2 公園のポテンシャルを踏まえての判断にはなるが、人を呼び込める施設としたい意向はあるものの財政負担軽減をより重視する意向。
- ・ 南城公園の野球場ではネーミングライツを実施中であり、乙女湖公園テニスコート・ゲートボール場では令和 8 年 4 月よりネーミングライツを実施予定。それ以外で民間事業者による収益事業の実施や実施に対する要望等はなし。

2) Park-PFI の適用可能性

- ・ 市内及び他都市（佐世保市、川崎市等）の先行事例からの示唆を踏まえた、本事業での Park-PFI の適用可能性の見極めが必要。
- ・ なお、現状は 2 公園とも常設店舗の経営が成り立つほどの飲食需要等はなし（南城公園で休日にかき氷の提供等が行われる程度）。

4. 事業手法の抽出・比較検討

(1) 想定される事業手法・事業スキーム

2公園及び文化センターの再整備・運営維持管理において考えられる事業手法として、PFI (RO) (+コンセッション)、DBO、Park-PFI+PFI (RO) (+コンセッション)、Park-PFI+DBO の4通りを抽出した

なお、1と3の派生形として、運営権を設定した上でコンセッションの一環として改修を行うケースがありうる。

図表 4-1 想定される事業手法

施設所有	段階	Park-PFIを導入しない場合		Park-PFIを導入する場合	
		1. PFI (RO) (+コンセッション)	2. DBO	3. Park-PFI+PFI (RO) (+コンセッション)	4. Park-PFI+DBO
市	整備	PFI (R)	DB	Park-PFI+PFI (R)	Park-PFI+DB
	管理運営	PFI (0) +指定管理 (+コンセッション)	0+指定管理	PFI (0) +指定管理 (+コンセッション)	0+指定管理
民間	整備	設置許可	設置許可	Park-PFI	Park-PFI
	管理運営				

(2) 定性評価項目の設定

事業スキームの定性評価項目として、以下を設定した。

図表 4-2 定性評価項目

基本的な考え方	定性評価項目
事業範囲に応じた民間ノウハウ活用の実現性	施設整備・維持管理運営の自由度 民間施設の提案可能な範囲（事業期間に依存）、建蔽率特例の有無等 有力な民間事業者の有無・参画意向
市の財政負担軽減	施設整備に係る市の負担（国からの補助金の活用可能性、民間事業者からの収益還元、割賦払いによる財政負担軽減） 維持管理運営に係る市の負担 施設整備・維持管理運営費以外に係る市の負担
事業スケジュールとの整合性	事業者の公募選定に要する時間

(3) 基本的な事業内容の設定

1) 事業範囲

本検討において想定される事業内容・事業範囲は以下のとおりとした。

民間ノウハウを最大限に活用するため、PPP/PFI 手法を用いて 2 公園の施設整備（改修・リニューアル）及び運営・維持管理を一体的に実施することを想定する。

図表 4-3 想定する事業範囲

対象施設		業務内容
乙女湖公園	文化センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館機能：会議室、陶芸木工室、図書学習室、第一講義室、視聴覚室、料理教室、軽運動室、講習室（和室）、託児室、体育館 ・ 文化会館機能：ホール、楽屋、練習室、準備室、展示ホール等 	改修業務 計画修繕業務 文化会館運営業務（※公民館は直営） 維持管理業務 その他自主事業
	公園施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ （既存施設）園地、芝生広場、駐車場、テニスコート、ゲートボール場等 ・ （新規導入施設） 	
南城公園	公園施設 （既存施設）園地、芝生広場、駐車場、野球場、マレットゴルフ場、ミニスポーツ広場等 （新規導入施設）	改修・リニューアル業務 運営業務 維持管理業務 民間収益事業

2) 整備範囲

乙女湖公園では、文化センターの改修及びテニスコート・ゲートボール場の撤去・再整備を想定する。南城公園では、野球場管理棟の改修及びマレットゴルフ場の再整備（転用）を想定する。

その他、ミニスポーツ広場や芝生広場の活用、場所を指定しない自主事業、民間収益事業について Park-PFI の可能性も含め検討する。

3) 運営維持管理の事業範囲

文化会館及び公園・体育施設については指定管理の導入を基本とし、公民館は業務委託により運営の一部（予約受付等）と維持管理を行う。

文化会館及び一部体育施設へのコンセッション適用の可能性も含め検討する。

5. 最適な事業手法での事業スキーム案の設定・評価

(1) 事業スキームの定性評価

前頁に示す項目に沿って事業スキームの比較検討を行い、最適な事業手法を決定する。評価項目の視点から総合的に評価した結果、3. Park-PFI+PFI(RO)(+コンセッション)が最も本事業への親和性が高いと評価された。

なお、この評価結果は、マーケットサウンディングの結果等を踏まえ見直しを行うこととした。

図表 5-1 定性評価の結果

評価項目	Park-PFI を導入しない場合		Park-PFI を導入する場合	
	1. PFI (RO) (+コンセッション)	2. DBO	3. Park-PFI + PFI (RO) (+コンセッション)	4. Park-PFI +DBO
施設整備・維持管理運営の自由度	◎ コンセッション導入の場合、民間ノウハウを最大限に活用した運営が可能。	○ 民間事業者の裁量により、ノウハウを活用した効率的な運営が可能。	◎ コンセッション導入の場合、民間ノウハウを最大限に活用した運営が可能。	○ 民間事業者の裁量により、ノウハウを活用した効率的な運営が可能。
民間施設の提案可能な範囲	◎ PFI 事業の規定に基づき 30 年間の設置管理許可期間が担保されるため、幅広い民間施設の提案が可能と考えられる。	△ 運営期間は原則 10 年以内に限られるため、民間施設の提案範囲は限定的になることも考えられる。	◎ PFI 事業の規定に基づき最大 30 年間の設置管理許可期間が担保されるため、幅広い民間施設の提案が可能と考えられる。	○ Park-PFI の設置等計画に基づき、最大 20 年間の設置管理許可期間が担保されるため、幅広い民間施設の提案が可能と考えられる。
有力な民間事業者の有無・参画意向	マーケットサウンディングで確認	マーケットサウンディングで確認	マーケットサウンディングで確認	マーケットサウンディングで確認
建蔽率特例の有無	△ 建蔽率特例は適用されない。 (現状の建蔽率は要確認)	△ 建蔽率特例は適用されない。 (現状の建蔽率は要確認)	○ 便益施設の建蔽率上限を 12%とする特例が適用可能。	○ 便益施設の建蔽率上限を 12%とする特例が適用可能。
施設整備に係る市の負担(国庫負担、収益還元等)	△ 公園施設の一部には都市公園補助(整備費の 1/2)の活用が期待できる。	△ 公園施設の一部には都市公園補助(整備費の 1/2)の活用が期待できる。	◎ 特定公園施設の整備費の 1 割以上分への民間事業者からの収益還元に加え、収益還元分を除いた整備費の 1	◎ 特定公園施設の整備費の 1 割以上分への民間事業者からの収益還元に加え、収益還元分を除いた整備費の 1

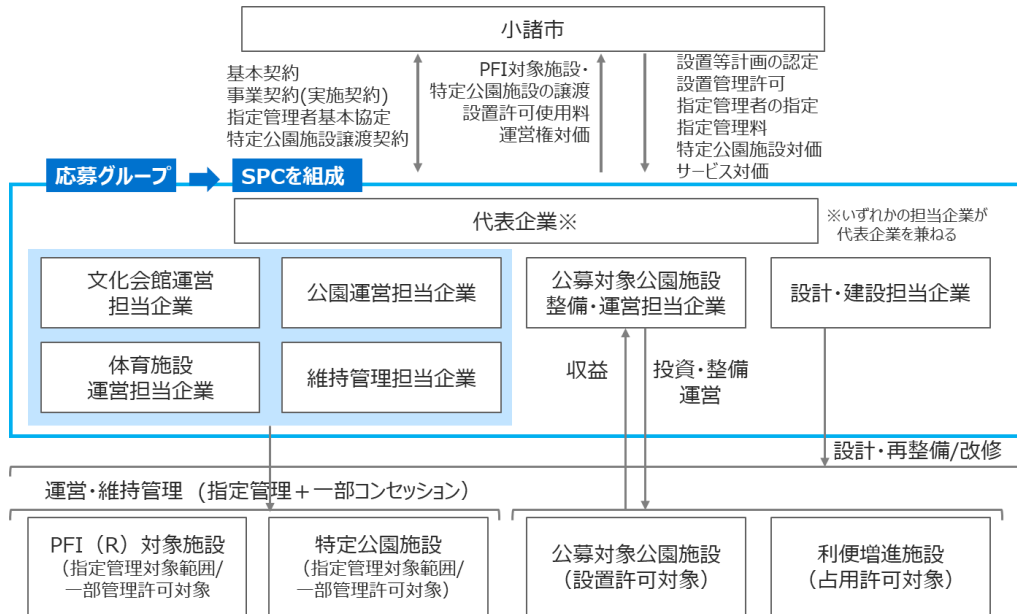
	民間事業者からの収益還元はない。	民間事業者からの収益還元はない。	/2に社会資本整備総合交付金の活用が期待できる。	/2に社会資本整備総合交付金の活用が期待できる。
施設整備に係る市の負担（割賦払いによる財政負担軽減）	○ 公園整備費の割賦払いが可能となり、財政支出が平準化される。	△ 公園完工時に公園整備費の一括払いが必要となり、完工年度の財政負担は大きい。	○ 公園整備費の割賦払いが可能となり、財政支出が平準化される。	△ 公園完工時に公園整備費の一括払いが必要となり、完工年度の財政負担は大きい。
維持管理運営に係る市の負担	△ SPC管理や資金調達コストがかかるため、運営維持管理費が割高となる可能性がある。	△ 従来の運営維持管理コストと同等の指定管理料が発生する。	△ SPC管理や資金調達コストがかかるため、運営維持管理費が割高となる可能性がある。	△ 従来の運営維持管理コストと同等の指定管理料が発生する。
その他の市の負担	△ PFI法に則った手続きに係る事務的費用、及び金融機関から民間事業者が貸付を受ける際の市中金利分の費用が発生する。	○ 起債を行うことができる場合、市中金利よりも安い金利の負担とすることができる。	△ PFI法に則った手続きに係る事務的費用、及び金融機関から民間事業者が貸付を受ける際の市中金利分の費用が発生する。	○ 起債を行うことができる場合、市中金利よりも安い金利の負担とすることができる。
事業者の公募選定に要する時間	△ PFI法に則った手続きが必要となり、実施方針の公表から事業契約締結までに通常13か月程度かかる。	○ PFI法に則った手続きは不要であり、事業者公募・選定に要する時間を短縮できる。	△ PFI法に則った手続きが必要となり、実施方針の公表から事業契約締結までに通常13か月程度かかる。	○ PFI法に則った手続きは不要であり、事業者公募・選定に要する時間を短縮できる。
総合評価	3	4	1	2

(3) 事業スキーム案

Park-PFI+PFI(RO) (+コンセッション)の事業スキームのイメージを以下のとおり作成した。

業務内容が多岐にわたるため、複数業種の応募者がコンソーシアムを組成し応募することが想定される。

図表 5-2 事業スキームイメージ



(4) マーケットサウンディングの実施

地元企業及び類似事業に実績を有する大手企業を対象として、書面アンケート及びヒアリングに寄るマーケットサウンディングを実施した。

アンケートを配布した 23 社のうち、12 社より書面回答があった。また、8 社に対しヒアリングを実施した。

図表 5-3 サウンディング回答結果

分類		アンケート配布数	うち書面回答	うちヒアリング
地元企業	代表企業候補	4 社	2 社	1 社
	設計・建設	7 社	3 社	3 社
	維持管理運営	1 社	1 社	—
	収益事業	5 社	2 社	—
大手企業	代表企業候補	2 社	1 社	1 社
	文化施設運営	2 社	2 社	2 社
	スポーツ施設運営	2 社	1 社	1 社
合計		23 社	12 社	8 社

民間事業者への意見聴取の結果、コンセプトや事業手法の方向性等に係るポイントを以下のとおり把握した。

図表 5-4 サウンディングを踏まえたコンセプト・事業手法の方向性

項目	意見概要
事業のコンセプト・方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠方からの集客を想定した取組は立地的に厳しく、市民による賑わい創出を目指したほうがよい。 ・ 観光的な取組をする場合は、多くの人を呼び込むというよりはニッチな取組になる。
Park-PFI の成立可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成立性については、「ややある」と「あまりない」が半々程度であり、「公共施設の整備内容次第」、「代表企業の有無による」との回答傾向であった。 ・ 屋外での賑わいづくりと施設の連携、アウトドア・レジャー系の事業については可能性があるとの回答もあった。
コンセッションの成立可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の利用収入の水準や立地状況等を踏まえると、コンセッションの成立性は低いとの意見が多かった。 ・ ただし、サービス対価支払いを前提とした指定管理に近い形態であれば可能性はあるとの意見もあった。
望ましい事業手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業を中心に従来手法を望む意見も複数寄せられたが、ヒアリングではDBO（+Park-PFI）が取り組みやすいとの意見が多かった。

上記の意見を踏まえ、2 番目に本事業への親和性が高いと評価された 4. Park-PFI+DBO（O は指定管理）を対象として、事業スキームの定量評価（簡易 VFM 算出）を行うこととした。

(5) 事業スキームの定量評価（簡易 VFM 算出）

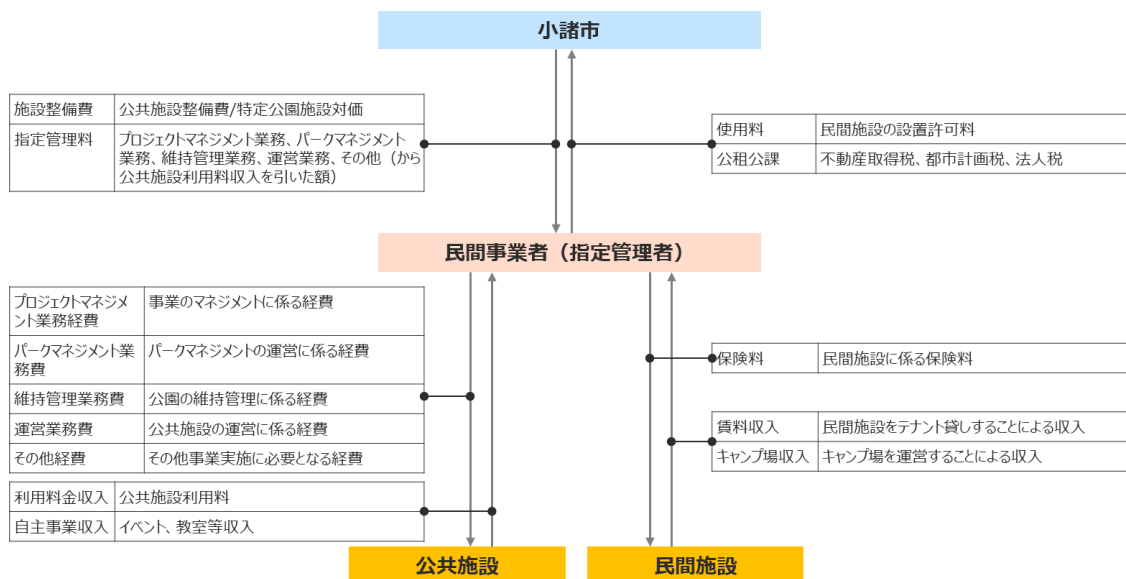
現状の運営維持管理費の水準及びこれまでの事業スキーム検討、サウンディング結果等を踏まえ、市の直営により事業を実施した場合の事業費（PSC: Public Sector Comparator）及び、Park-PFI+DB+指定管理で実施した場合の LCC（ライフサイクルコスト）を算出し比較することにより事業スキームの定量的な評価を行った。

その結果、本事業においては、Park-PFI+DB+指定管理を導入することで官民連携の定量的効果を表す VFM（Value for Money）が確認されるとともに、民間事業者の事業性を確認する IRR（Internal Rate of Return）についても事業が成立する水準であることが確認された。

図表 5-5 簡易 VFM 算定の前提条件

項目	設定条件	備考
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間（全体）：20.5年 	調査・設計：1年、建設：1年、運営：18年、解体・撤去：0.5年
割引率	<ul style="list-style-type: none"> 1.11% 	事業期間と同等の20年間の平均国債利回り（20年国債）を参考に設定
起債・補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 起債比率：90% 施設整備費の50%に国庫補助金を充当 	起債金利：2.00%、償還期間：19年間 償還方法：定時償還方式、交付税措置：20%
整備費	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設：既存改修及び新設整備費、インフラ整備費 民間施設：飲食・物販施設、アウトドア施設等 	新設整備の想定： <ul style="list-style-type: none"> 乙女湖公園：テニスコート屋根、フットサルコート、その他スポーツ施設、休憩施設 南城公園：コミュニティ施設、大屋根、大型複合遊具、その他スポーツ施設、休憩施設
運営・維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> 運営維持管理費、プロジェクトマネジメント費、パークマネジメント費等 	現状の運営維持管理費の水準を参考に設定
PPPによる整備費・維持管理費効率化率	<ul style="list-style-type: none"> 90% 	国土交通省の「VFM簡易算定モデルマニュアル」において示されている施設整備費用の削減率の過去事例における平均18%を参考に保守的に設定

図表 5-6 収入・支出項目



6. 今後の取り組み方針の確認

(1) 事業スキームについて

以上の検討結果を踏まえ、総合的な評価として、本事業においては Park-PFI+DBO（指定管理）の採用が最も効果的に民間ノウハウを活用し、市の財政負担を軽減できる事業手法であることを確認した。

ただし、事業範囲及び事業期間については、サウンディング結果や今後の民間事業者の投資意欲、地元事業者の参画意向等も踏まえ、引き続き検討を行っていくこととした。

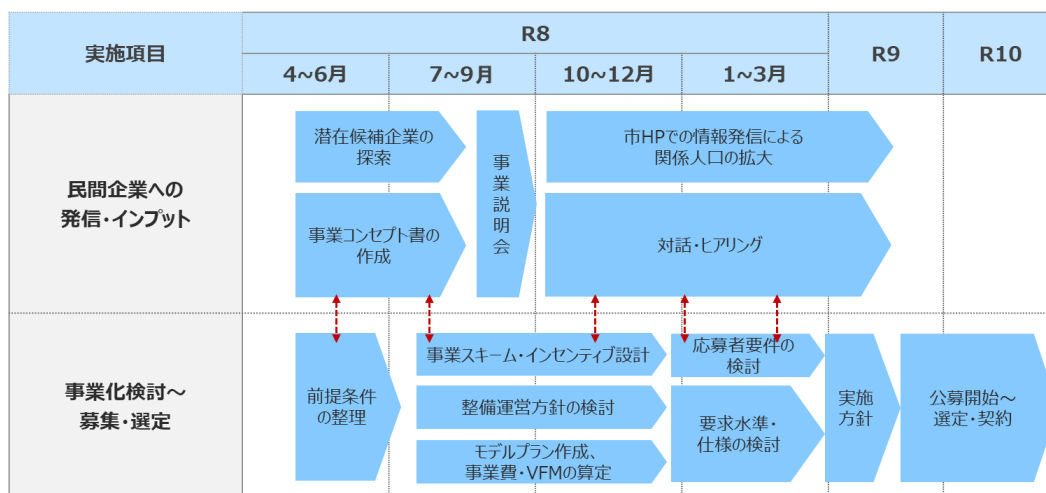
(2) 今後の検討の進め方

以上の検討を踏まえ、今後のスケジュール案を作成した。

来年度以降は事業化検討（可能性調査）のプロセスと並行して、市の豊富な地域資源や顕在化していない魅力・ポテンシャルを伝え、民間の参画意欲を引き出す「事業コンセプト書」の作成と有力候補となる民間企業（大手/地元）への発信・インプット、本事業の「関係人口を拡大」するための市ホームページ等を通じた情報発信等を行っていく。

また並行して、候補企業との対話・ヒアリング（複数回）を通じ、実現性のあるインセンティブ設計や応募者要件設定を行う。

図表 6-1 今後のスケジュール案



第2部 (仮称)新泉北クリーンセンター高度民間活用型ごみ処理施設整備・運営事業(泉北環境整備施設組合)

1. 業務概要

(1) 業務概要及び事業の与条件の整理

大阪府高石市、和泉市、泉大津市(以下、総称する場合は「組合3市」とする)の一般廃棄物処理を担う一部事務組合である泉北環境整備施設組合(以下、「組合」とする)では、現在運営する廃棄物処理施設(泉北クリーンセンター)の老朽化が進行しており、今後のごみ発生量の将来予測などを踏まえ、「(仮称)新泉北クリーンセンター(以下、対象施設)」の整備に向けた検討を行っている。

他方で、近年の廃棄物処理施設の建設費の高騰、2050年カーボンニュートラルを目指す動き及びサーキュラーエコノミー推進の要請といった、ごみ処理を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、新たな時代に適応したごみ処理事業を模索している。

組合では、事業環境の変化に対応した施設整備のあり方を検討しているが、対象施設の整備にあたって、DBO方式をはじめとした既存の官民連携手法にとどまらない、高度な民間活用を行いうる官民連携手法によって対象施設の整備を行うことで、事業環境の変化に対応した施設整備を志向している。

こうした背景を踏まえ、本業務では、組合の志向する高度な民間活用が可能な官民連携手法を整理するとともに、当該手法の適用可能性を検討する。

組合の対象施設及び現施設の施設概要は以下のとおり。

図表 1-1 現施設および対象施設の概要

	泉北クリーンセンター (既存施設)		エコピア泉北 (既存施設)	(仮称)新泉北クリーンセンター (新施設)		
	焼却施設	粗大処理施設	資源化センター	焼却施設	粗大処理施設	資源化センター
所在地	大阪府和泉市舞町87番地		大阪府高石市取石6丁目3	用地確保に向けた手続きを実施中。		
竣工	平成15年3月25日	平成15年3月25日	平成28年3月28日	令和16年度の稼働開始を想定。		
処理方式	ストーカ式	高速衝撃剪断回転・低速2軸回転式	磁選機付手選別	基本計画の策定時に検討する想定。		
処理能力	150t/日×2炉	40t/5h	25t/5h	283t/日(基本構想では3炉構成)	21t/5h	40t/5h
備考	計量棟87.59㎡、ストックヤード等他436.59㎡、管理棟2,053.60㎡		スチール・アルミ：プレス機による処理	今後の事業スケジュールとして、基本計画策定、環境影響評価、民間活力導入可能性調査等の実施を予定。		
	※発電設備(単気筒横置多段衝動式タービン)：9,300kW ※余熱利用設備：温水プールへ送水 ※ごみピット容量：8,333㎡ ※H25に5号炉を停止。	不燃粗大ごみ：22t/5h 可燃粗大ごみ：18t/5h	容器包装プラ：圧縮梱包機による処理 ペットボトル：圧縮梱包機による処理			

出所：泉北環境整備施設組合「令和5年度 事業概要」「泉北クリーンセンター整備基本構想」等を基に作成

(2) 派遣回数及び内容

支援対象団体への派遣は、対面による協議を計5回実施した。

回	日時	場所・方法	主な議題
1	令和7年 7月17日	泉北環境整備 施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施体制、検討フロー、全体工程 ✓ 事業の与条件の整理、事業手法の比較検討
2	令和7年 8月29日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業スキームの検討、事業スケジュール ✓ 民間企業へのサウンディング
3	令和7年 9月30日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間企業へのサウンディング ✓ 制度面に関する論点の検討
4	令和7年 12月16日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サウンディング結果と事業条件への反映方針 ✓ 制度面に関する論点の検討状況
5	令和8年 2月17日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 簡易 VFM の算定結果 ✓ 今後の取組方針と実務手続き

2. 事業手法の抽出・比較検討

民間事業者に対象施設の設計・施工、運営・維持管理を一体的に発注する事業手法のうち、組合の重視する政策課題等の解決に適した事業手法として、「BT+コンセッション方式」、「民間施設活用方式」、「BOO方式」の3手法を本事業の検討対象とした。

図表 2-1 検討対象とする事業手法の抽出

	現状の政策課題	想定される解決策	解決策に適合する事業手法
人口・ごみ量減少に合わせた委託費の変動費化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口・ごみ量が減少する一方、従来のPPP/PFI手法（DBO、長期包括委託、BTOなど）では民間事業者への委託費の大部分が固定化されることが多く、人口・ごみ量の変動に合わせたコストの最適化が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者への委託費を「処理単価×処理量」から構成される処理委託費や料金等とすることで、ごみ量に応じた変動費に転換する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設を所有する民間事業者に処理を委託する手法（民間施設活用、BOO）や、処理施設の運営権を持つ民間事業者に処理を委託する手法（BT+コンセッション）が想定される。 ・ 従来のPPP/PFI手法（DBOなど）でも、委託費の変動費化自体は可能だが、実態として行われていない。
追加投資を促す事業条件の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの推進といった社会的・政策的な要請を受け、廃棄物処理施設においても、事業期間中の更新投資や新技術の導入が求められている。 ・ 一方、従来のPPP/PFI手法では事業開始時点の提案内容や契約内容に拘束され、民間事業者が社会情勢に応じて柔軟な投資を行う余地やインセンティブに乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる施設の運営にとどまらず、廃棄物処理事業への民間投資の要素を持たせることで、事業期間中の技術投資（稼働率向上、脱炭素化、長寿命化など）へのインセンティブを民間事業者に与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設所有者である民間事業者が設置・更新権限を有する手法（民間施設活用、BOO）や、所有権移転後も運営権設定により施設の更新権限を民間事業者が有する手法（BT+コンセッション）が想定される。 ・ 従来のPPP/PFI手法（DBO、長期包括、BTOなど）では、更新権限までは民間事業者に移譲されないケースが多く、技術投資の余地やインセンティブが乏しい。

上記3手法の特徴を、事業費の低減可能性等の観点から比較したところ、各手法には民間事業者の追加投資余地の大きさや政策的支援による事業費の低減可能性といった特徴がみられるが、中でもBT+コンセッション方式に一定の優位性があることが確認された。

ただし、本比較は適用事例のない、または少ない手法が対象となっており、不確実な要素を含むものであるため、具体事業の実装を通じて当該優位性が実際に実現するかを検証することが必要である。

3. 導入に必要な諸条件の整理・対応策の提示

「BT+コンセッション方式」の適用に向けて、制度的観点や事業性の観点から諸条件と対応策を整理し、本事業との適合性を確保しうるかを検討した。

図表 3-1 BT+コンセッション方式の導入に必要な諸条件と対応策

	諸条件	本検討で想定される対応策
制度的観点からの適合性	本事業に関わる、以下の各制度に対する適合性の確保 ・ 環境影響評価の実施主体、進め方 ・ 廃棄物処理法に基づく施設の設定手続き ・ SPCによる「業」の許可の要否 ・ 補助金や地方財政措置の適用の可否 ・ 一般廃棄物処理施設に対する運営権の設定可否	・ 本事業と各制度の関係性を踏まえ、各制度及び組合の既存計画と適合させる事業スキームの設計、事業工程の作成、実施プロセスの導出を行う。
事業性の観点からの適合性	組合及び民間事業者の相互の立場から、従来の事業よりも事業性を向上しうる事業条件の設定	・ 組合の処理対象となるごみ量が低減する見通しがあるなか、将来的なトンあたりの処理単価の上昇を抑制しうる収支構造を適用する。 ・ 民間事業者が収益性を確保するために必要な収入条件（①周辺からの家庭系・事業系一廃の受入、②周辺からの産廃受入、③売電など）を確保する。

4. 最適な事業手法での事業スキーム案の設定

人口減少社会では基本的にごみ量は減少トレンドになることに鑑み、本事業では組合の支払う費用が、ごみ量減少時にも適切な水準となりうる事業スキームを検討するため、以下のとおり5つの検討パターンを設定した。

図表 4-1 人口減少に対応し事業費の抑制に資するスキームの検討パターン

施設設計段階での対応		運営段階での対応	
パターン1	施設整備費の削減を目的として、ごみ量減少を念頭に施設規模を小さくする	パターン4	空き容量の有効活用による収益性向上を目的に、ごみ量減少時には、民間が処理対象物を独自に収集する
パターン2	トン当たり処理単価の低減を目的として、独自に収集する焼却対象物を加味し、施設規模を大きくする	パターン5	ごみ量減少に連動した組合からの支払額低減を目的に、組合からの委託費のごみ量連動比率を高める
パターン3	事業の収益性向上を目的として、付帯施設を整備する		

上記を踏まえ「炉構成、年間ごみ量、稼働日数、運営段階の柔軟性、付帯設備による収益事業、運営委託費の支払方法」の6項目について、具体的な条件を設定した。

各条件では一定の自由度を確保し、民間事業者の積極的な提案を促すことで、組合の政策課題に対応しうる事業スキームの導出を意図した。

図表 4-2 検討パターンを踏まえた事業スキームの条件設定

条件項目	一般的な事業スキーム	組合の選択肢として検討する事業スキーム（案）	
		スキームの具体的な条件	条件設定の狙い
炉構成	複数炉構成	提案による（1炉構成も認める）	・ 民間事業者が安定的な処理にコミットできる範囲で炉数を削減することで、組合の施設整備コストの削減を図る。
年間ごみ量	事業開始初年度のごみ量	最大量から一定程度削減した量（事業期間中間年度のごみ量）	・ 人口減少に伴うごみ量の減少トレンドを踏まえ、ごみ量の減少に合わせた施設規模とすることで、組合の施設整備コストの削減を図る。
稼働日数	提案に委ねる（ただし、組合から排出される一般廃棄物を事業期間を通じて安定的に処理できること）	提案に委ねる（年間稼働日数が280日を超えることも許容する）	・ 炉数を削減する分、稼働日数を増加させる提案を認め、施設規模の縮小と組合の施設整備コストの削減を図る。 ・ ただし、稼働日数を増加させる場合、排ガス等は自主規制値として法規制値より厳格な環境基準を設定する。
付帯設備による収益事業	焼却発電設備を活用した売電事業が主流	焼却発電に限らず、バイオガス発電やCO2分離回収など、収益事業の提案を幅広く認める	・ 民間の技術を活用した環境負荷の低減に資する収益事業を認めることで、組合が重視するカーボンニュートラルの達成および事業費の低減を目指す。
運営段階の柔軟性	施設に稼働余力が生まれた場合でも、民間事業者が自ら処理対象物を収集し処理することは認めない	民間事業者が自ら処理対象物を収集し処理することも認める	・ 処理対象物を自ら収集・処理することで、施設の稼働率を向上させて組合の処理量1トン当たりの処理単価の上昇を抑え、施設運営コストの削減を図る。
運営委託費の支払方法	固定費 + 変動費	ごみ量連動での支払（変動費100%）	・ 人口減少に伴うごみ量の減少トレンドを踏まえ、ごみ量に連動した処理委託費等の構成とすることで、組合の施設運営コストの削減を図る。

上記の条件設定を踏まえ、民間事業者の担う業務内容として、主に以下を想定した

図表 4-3 想定される民間の業務内容

想定される業務内容		
義務事業	設計・施工業務	施設の設計、建設、環境影響評価、初期投資に係る資金調達 など
	運転管理業務	施設の運転監視操作、ごみ搬出入・受入・処理、処理残渣搬出 など
	エネルギー・副生成物の有効利用業務	焼却発電・売電・熱供給、副生成物の有効利用及び外部資源化業務
	維持管理業務	ユーティリティ調達・管理、設備の点検、保全、修繕 など
	改築・更新業務	処理の効率化・合理化や付加価値向上に資する投資
	経営管理業務	プロジェクトマネジメント業務、経営管理業務、近隣施設を活用した処理体制のバックアップ など
附帯・任意事業		周辺自治体・事業者のごみ収集・処理や付帯施設・設備による収益事業

5. 民間企業・省庁等との協議事項の具体化及び協議結果

民間事業者へのマーケットサウンディングにおいては、各事業スキームの検討パターンの論点を中心に、実現可能性や民間事業者の意向を確認した。主に、①プラントメーカー、②産廃処理業者、③商社、④ゼネコン等、廃棄物処理でのBT+コンセッションに関心を示した民間企業に意見聴取した。

マーケットサウンディング結果を踏まえ、本事業において民間事業者の参画が期待でき、適用対象となりうる高度民間活用方式の基本的な事業条件の例として、以下の3パターンを導出した。

図表 5-1 マーケットサウンディング結果を踏まえた事業方式と事業条件のパターン例

		①DBO/BTO方式	②BT+コンセッション方式	③民間施設活用方式
主要な事業条件のパターン	施設規模 炉構成	・ 261t/日 (1炉の場合、組合の協力事項として、近隣施設を非常時に活用するための協議等を想定)	・ 288t/日程度 (261t/日×約1.1倍) (1炉の場合は同左。組合3市以外のごみ受入時の自治体間協議は必要)	・ 220t/日～440t/日 (バックアップに係る組合の協力は基本不要。組合3市以外のごみ受入時の自治体間協議は必要)
	計画処理量	・ 組合の現計画処理量 (計画期間内の最大値) を想定	・ 組合の現計画処理量 (同左) を想定 ・ 変動費化によるコスト削減を想定	・ 組合の現計画処理量 (同左) から一定削減した量を対象に組合分の施設規模を想定 (バックアップ施設を活用)
	稼働日数	・ 300日以上	・ 300日以上	・ 300日以上
	付帯設備	・ バイオガス発電設備、CO2回収設備を導入する場合は、いずれも組合による費用負担が前提		
	運営の柔軟性	・ 基本的には組合3市のごみを処理	・ 組合3市以外の周辺地域からのごみ収集・受入を認める ・ ごみ収集・受入は民間事業者が主導、一廃の越境に係る自治体間手続きは組合が実施	
	委託費の支払	・ 固定費 + 変動費支払による構成	・ 変動費支払を基本とした構成	・ 変動費支払による構成
	事業期間	・ 設計・施工5年 (アセス含まない) ・ 運営20年	・ 設計・施工7年 (民間のアセス等含む) ・ 運営20～30年	・ 設計・施工7年 (民間のアセス含む) ・ 運営30年

※DBO方式の施設規模は、基本構想の施設規模算定式を用いて最新の処理対象物量をもとに算定

※BT+コンセッション方式については、施設規模を縮小するパターンも想定される

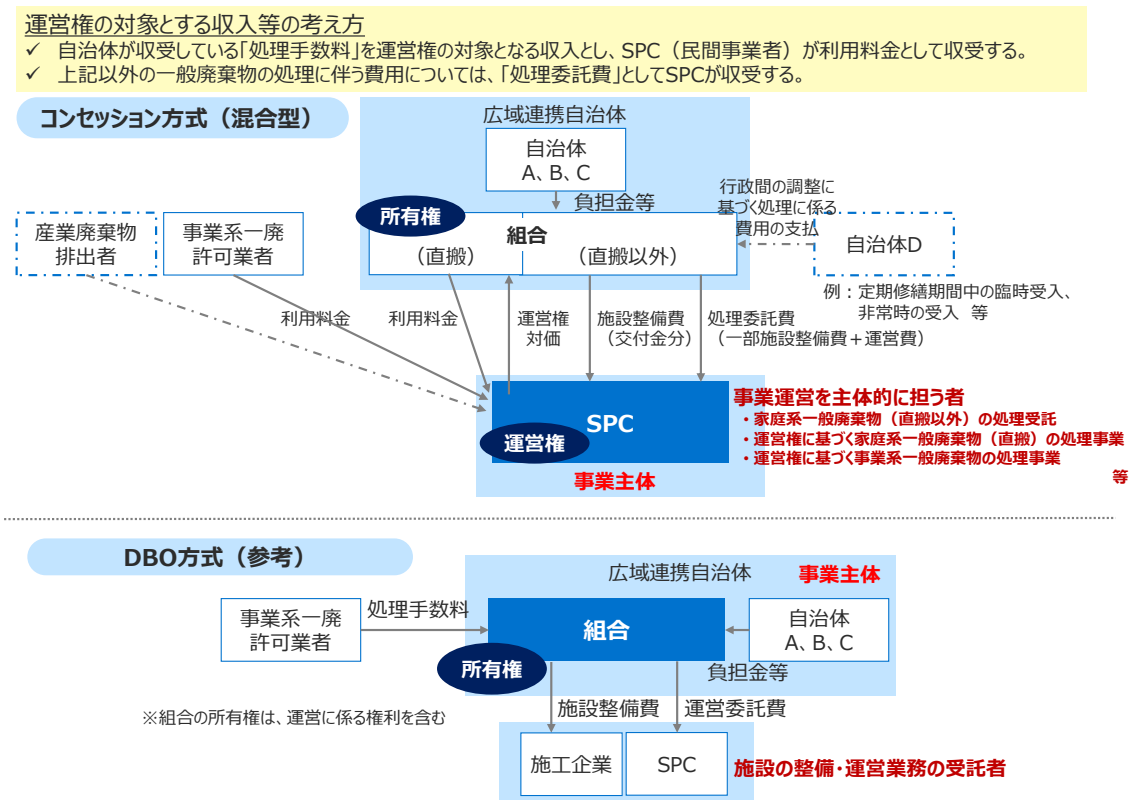
また、BT+コンセッション方式において、検討及び関係機関との協議が必要な制度的論点を整理した上で関係機関への照会等を実施し、各論点の方向性を検討した。

図表 5-2 BT+コンセッション方式における主な制度的論点と方向性

	関係機関への主な確認事項	関係機関への照会を踏まえた方向性
論点① 環境影響評価の実施主体、進め方	<ul style="list-style-type: none"> 組合によるアセス先行実施の可否 評価書の縦覧まで完了後の、事業者提案の内容との相違の許容範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 組合が先行してアセスを行い、途中で事業者変更手続きを行い、SPCを事業者とすることは可能と考えられる。 先行してアセスを実施する場合、事業者提案により環境負荷が低減されるような条件で検討する等、進め方を工夫する。
論点② 廃棄物処理法に基づく施設の設置手続き	<ul style="list-style-type: none"> BT+コンセッション方式を採用した場合の、廃棄物処理法に基づく本施設の設置手続きの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 設置者が市町村等の場合は設置届、民間の場合は設置許可になることから、本件では設置許可を想定する。 また、廃棄物処理法では設置した施設について、法第9条の五において譲受けの規定があるので参考にする。
論点③ SPCによる「業」の許可の可否	<ul style="list-style-type: none"> コンセッション方式における、SPCの一般廃棄物処理業の許可取得の可否 	<ul style="list-style-type: none"> 運営の実態に鑑みて、SPCは一般廃棄物処理業許可を得る必要がある。 組合及び組合三市により選定された事業者が設立したSPCであれば、通常の手続きと同様に、許可基準に基づく審査により判断される。
論点④ 補助金や地方財政措置の適用の可否	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業では、従来方式に比べて財政上不利にならないよう、①国庫補助金、②地方交付税措置について同等の財政支援を講じることが基本となっているが、「BT+コンセッション方式」を採用する場合における適用の可否。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業がPFI法に基づく事業であれば、循環型社会形成推進交付金と地方交付税措置の適用対象となる。 但し、交付金は施設整備費に対して適用されることから、事業計画の中で施設整備費部分がわかるようにする必要がある。また、産廃部分には適用されないことから、一廃分と産廃分について、費用を按分する必要がある。
論点⑤ 一般廃棄物処理施設への運営権設定の可否	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が収受する処理手数料を、PFI法上の利用料金とみなしうるかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理の処理手数料は、「役務に対して支払われる対価」である一方、施設利用の対価としての位置づけも併せ持つ料金と考えられることから、処理手数料をPFI法において利用料金とみなす余地があると考えられる。

上記の確認結果を踏まえ、運営権の対象とする収入等の考え方を整理した。本検討から、一般廃棄物処理施設での BT+コンセッションの事業スキームとして、「コンセッション方式とサービス購入型 PPP/PFI 方式との混合型」によるスキーム案が考えられる。

図表 5-3 一般廃棄物処理施設における BT+コンセッション方式の事業スキーム案

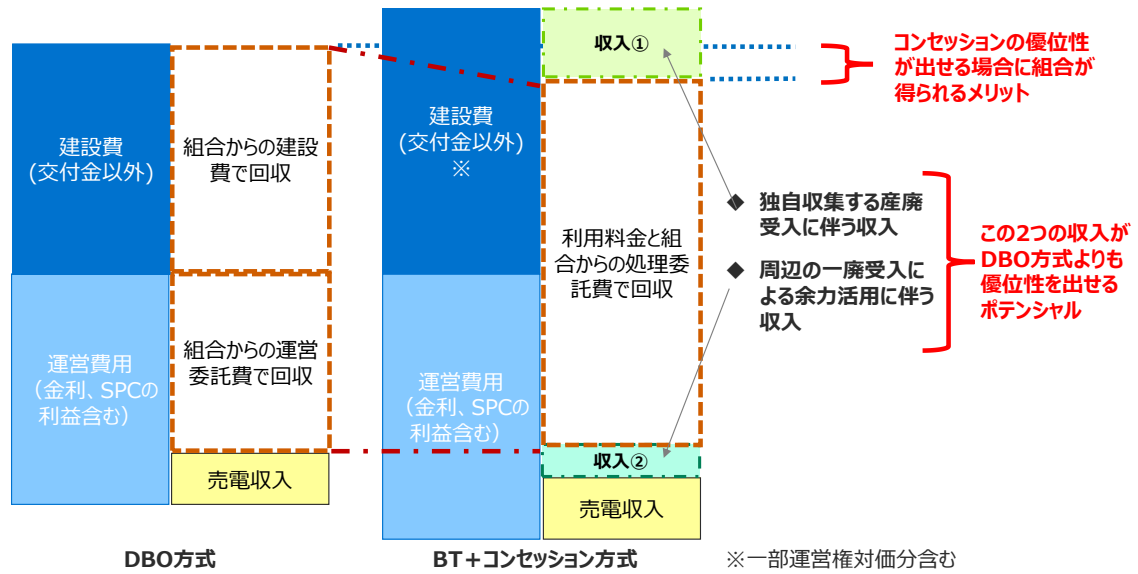


6. 簡易 VFM の算定

今回の簡易 VFM 算定では、公設公営（PSC）と各事業方式の比較ではなく、これまで最も適用事例の多い DBO 方式に対する BT+コンセッション方式の VFM を算定した。各方式の事業スキームについては、前項で提示したスキームを前提とした。

なお、BT+コンセッション方式の収支構造と DBO 方式の収支構造の差異として、BT+コンセッション方式では、①民間が独自に収集する産廃の受入に伴う収入と、②施設余力を活用した周辺一廃の受入に伴う収入の 2 つが SPC の収入となる点が挙げられる。このため、①②の収入が大きく確保できる場合には、BT+コンセッション方式が DBO 方式よりも事業性において優位性を発揮しうる。

図表 6-1 各方式における収支構造



BT+コンセッション方式とDBO方式の事業期間、官民の資金調達条件、施設整備関係・運営費関係の前提条件を以下のとおり設定した。なお、BT+コンセッション方式では、SPCが自前で調達する産廃の処理を見込んで、DBO方式よりも施設を一割程度大きく整備する想定とし、SPCが自ら収集するごみの処理による収入を見込んで検討した。

図表 6-2 VFM 算定における主な前提条件等

項目	数値条件		備考	
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間 (全体) : 25年 調査・設計 : 1年 建設 : 4年 運営 : 20年 		基本構想参照	
循環型社会形成推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> 1/2交付対象工事 : 35.5% 1/3交付対象工事 : 48.7% 交付対象外工事 : 15.6% 単費負担工事 : 0.2% 		基本構想参照	
起債	交付対象分	左記以外	起債比率は、総務省発表令和7年度地方債充当率参照 交付税措置率は、令和7年度地方財政審議会 (令和7年4月15日) の会議資料を参照して設定	
	起債比率	90%		75%
	交付税措置	50%		30%
	起債金利	2.7%		起債金利・償還期間については、「令和7年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」及び「財政融資資金貸付金利 (令和8年2月1日以降適用)」を参照して設定
	償還期間	20年		
	償還方法	定時償還方式/元利均等		
民間資金調達条件	<ul style="list-style-type: none"> 金利コスト : 3.3% 返済期間 : 20年間 返済方式 : 元利均等方式 		市場実績や他事例等を踏まえて設定 返済方式については、起債と揃える形で元利均等方式で設定	

図表 6-3 施設整備・運営費関係の条件設定

	DBO方式	BT+コンセッション方式	考え方
施設規模	261t/日 3炉構成	288t/日 3炉構成	基本構想の施設規模算定式を用いて、最新の処理対象物量をもとに施設規模を算定
施設整備費	27,664百万円	30,526百万円	施設整備費のトン単価について物価補正を実施し、その単価を用いて算出
施設稼働日数	300日/年	300日/年	サウンディング結果を踏まえ、DBO方式でも300日/年稼働が可能とし、稼働日数を統一
運営費	27,664百万円	30,526百万円	施設整備費：運営費 = 1：1と仮置き 金利分、及び民間の各収入分（BT+コンセッション方式のみ）を除く
売電収入	8,299百万円	9,158百万円	売電収入は公共帰属

上記の条件を踏まえ、BT+コンセッション方式について施設活用率の前提条件を変えた2ケースを設定し、DBO方式対比でのVFMを算定した。産廃処理を見据えて拡大した施設余力の活用比率や、周辺の一廃受入による施設余力の活用比率が、VFMに影響する。

図表 6-4 DBO方式と比較したBT+コンセッション方式のVFM算定結果

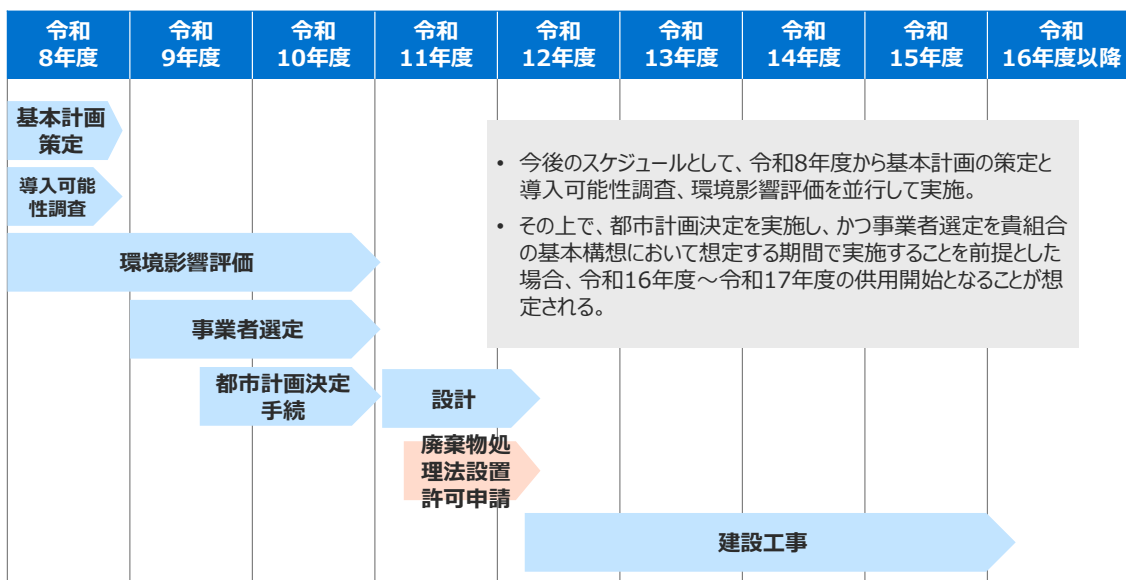
単位：百万円

	DBO方式	BT+コンセッション方式	備考
収入	26,726	27,584	交付金、交付税措置、売電収入
支出	61,387	60,534~63,985	施設整備費、運営費 BT+コンセッション方式については、産廃及び一廃の受入に応じた収入の違いを反映して支出額の範囲を算出
実質公共財政負担額	34,662	32,950~36,401	
VFM	—	▲5.02%~4.94%	
(DBOのVFMが10%の時のVFM)	(10%)	(4.08%~14.94%)	

7. 事業化に向けた今後の実務手続き等の設計

次年度以降、組合での実務手続きとして、基本計画策定と並行して導入可能性調査と環境影響評価を実施し、その後に事業者選定に移行することが想定される。

図表 7-1 今後の実務スケジュールの想定



BT+コンセッション方式による施設整備にあたっては、都市計画決定と建築基準法第51条但し書きに基づく施設設置許可の2つの手続きが想定されるため、①都市計画決定を行うこととするか、②行う場合には必要な要件をどのようにして整えるかを検討していく必要がある。

建築基準法第51条但し書きに基づく施設設置許可で進める場合には、詳細設計後に許可手続きを行うことから、都市計画決定で進める場合に比べて1年ほど工程が長期化する可能性がある。なお、都市計画決定と建築基準法第51条但し書きに基づく設置許可のいずれの方法を取る場合であっても、廃棄物処理法に基づく設置許可の手続きは必要となると考えられる。

第3章 高度専門家による課題検討支援の取り組みを通じた知見の整理

1. 乙女湖公園及び南城公園再整備事業（長野県小諸市）

文化社会教育施設やスポーツ施設等の複合的な機能を含む2つの都市公園の再整備・運営について、施設の老朽化、利用率の低下、管理運営面の非効率性等の課題を解決し、2公園の魅力を向上するため、2公園の再整備及び管理運営を一括事業化する Park-PFI やコンセッション等の事業手法の適用可否及び事業スキームを検討した事例である。

本検討により、2公園の再整備及び管理運営に対し、「Park-PFI+DBO 方式」を適用しうることが確認できた。これにより、都市公園を含む複数施設の再整備・運営とこれらを活用した地域の魅力向上を一括して事業化することが可能になったといえる。

今後、事業コンセプトの明確化や複数事業の一括化による民間の裁量を拡大することで、官民連携事業の豊富なノウハウを有する大手企業の提案意欲を喚起することが可能となる。さらに、市による積極的な情報発信や対話を通じて地元企業の巻き込みを図ることで、多様な業種の事業者の参画やコンソーシアム組成を促すことが期待される。

本スキームが各地域や事業特性に適する形で今後他地域に展開されていくことで、老朽化が課題となっている地域活動拠点施設の改修・更新の促進に貢献しうると考えられる。

2. （仮称）新泉北クリーンセンター高度民間活用型ごみ処理施設整備・運営事業（泉北環境整備施設組合）

DBO 方式での施設整備・運営が主流である一般廃棄物処理施設の整備・運営において、ごみ処理を取り巻く事業環境の変化に適応した施設整備・運営を行うため、より高度な民間活用方式の適用可否及び事業スキームを検討した事例である。

本検討により、一般廃棄物処理事業の事業方式の1つとして、「コンセッション方式」を適用しうることが明らかになった。これにより、今後の一般廃棄物処理施設の整備・運営を検討する際の事業方式として、新たな選択肢が追加されたといえる。

自治体の施設所有により公共関与を明確化しつつ、民間が事業主体として事業運営を主体的に担うことで、民間事業者の事業に対する取組姿勢が変わる。これにより、地域の受容性に配慮しつつも自ら周辺のごみを受け入れ、ごみ量が減少基調にあるなかでも施設稼働率を維持することが期待できる。また、従来にはなかったごみのフローが生まれることで、廃棄物処理施設の更なる広域化・集約化が促される可能性も高まる。

コンセッション方式が、各地域の特性に適する形で今後他地域にも展開されていくことで、人口減少社会にある我が国の廃棄物処理システムの持続可能性を高める一助になると考えられる。